

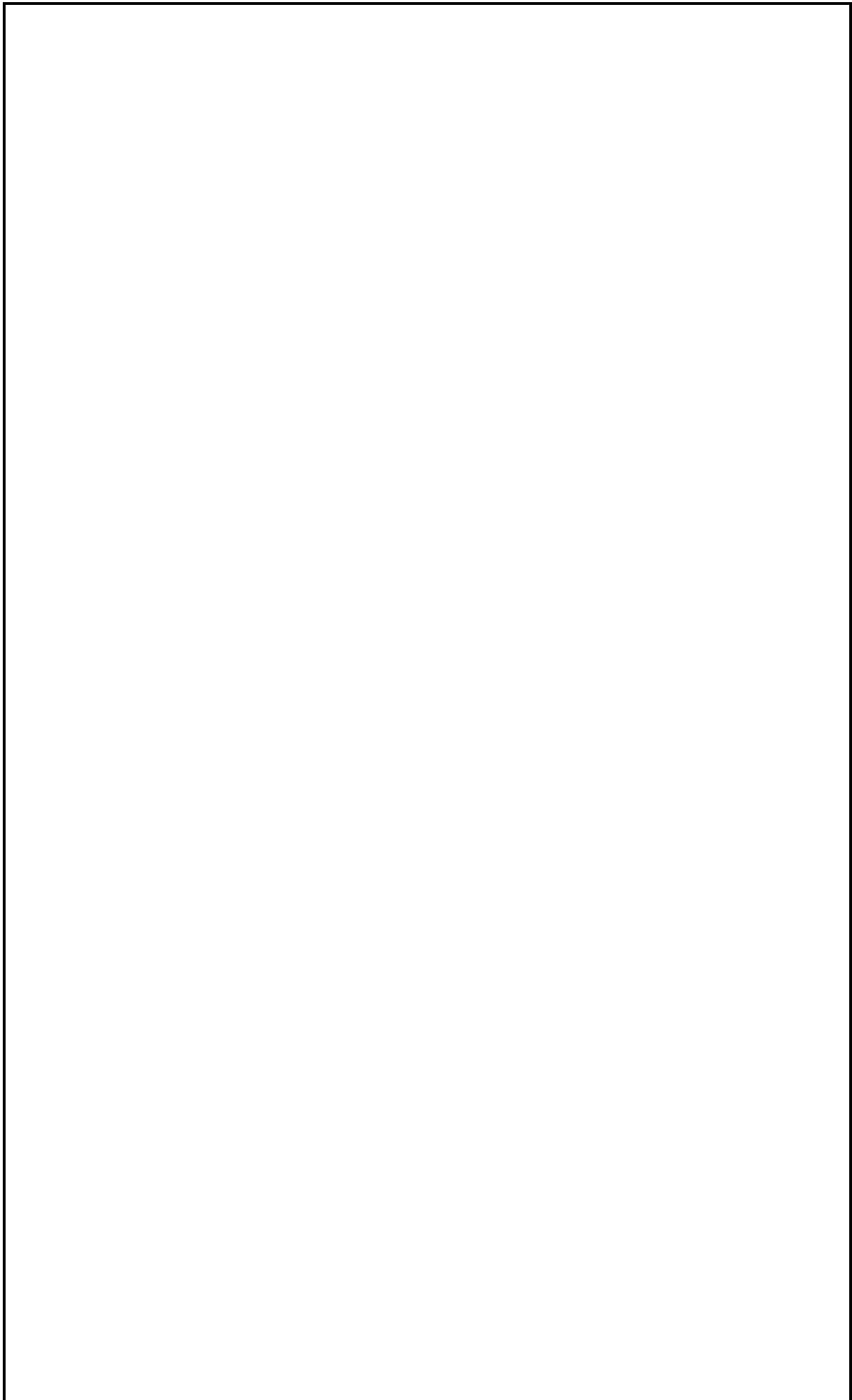
第1669回島根県教育委員会会議 議題書

令和7年12月22日(月)
日 時
13時30分～

第1669回教育委員会会議議題

期日 令和7年12月22日(月)

議題	
一公 開一	
(議決事項)	
第25号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について (総務課)	4
第26号 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部改正について (総務課)	11
第27号 市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正について (総務課)	16
第28号 令和8年度特別支援学校高等部及び専攻科の入学定員について (特別支援教育課)	18
(報告事項)	
第53号 令和8年度島根県教育職員(実習助手・寄宿舎指導員)採用候補者選考試験の結果について (学校企画課)	22
第54号 県立図書館の改修等について (社会教育課)	23
第55号 社会教育関係表彰等について (社会教育課)	24
第56号 文化財(登録有形文化財)の登録について (文化財課)	29



市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について

1 改正理由

11 月定例会において、「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」が議決されたことを受け、規則について所要の改正を行う。

2 一部改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和 32 年島根県教育委員会規則第 11 号）

3 改正内容

(1) 義務教育等教員特別手当の縮減

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の趣旨に照らして教育職員のみに支給する義務教育等教員特別手当について、教職調整額の引上げ及び国予算の見直しを踏まえ、現行の手当額を 2/3 程度に縮減

(2) 学級担任への加算

ア 概要

学級担任としての職務の重要性や負荷を考慮して、単独担任には月額 3,000 円、複数担任には 1 人当たり月額 1,500 円を義務教育等教員特別手当へ加算

イ 支給対象者

毎月 1 日時点で学級担任を分掌する者

ウ その他

給料の調整額が支給される特別支援学級の担任は、加算の対象外

(3) その他規定の整理

4 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

市町村立学校の教職員の給与に関する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>市町村立学校の教職員の給与に関する規則</p> <p style="text-align: center;">〔昭和32年10月8日〕 島根県教育委員会規則第11号</p>	
第1条～第37条の3　〔略〕	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号。以下「条例」という。）の規定に基づき、教職員の給与に関する必要な事項を定めることを目的とする。</p>
	<p>(用語の意義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「教職員」、「教育職員」、「学校栄養職員」及び「事務職員」とは、条例第2条に定めるところによるものとする。</p> <p>(2)～(9) 〔略〕</p>
	第2条～第26条　〔略〕
(給料の調整額)	(給料の調整額)
第26条の2　〔略〕	第26条の2　〔略〕
(1) 〔略〕	(1) 〔略〕
(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号） 第140条に規定する障害に応じた特別の指導に直接従事することを本務とする教育職員の職	(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号） 第140条に定める障害に応じた特別の指導に直接従事することを本務とする教育職員の職
2 〔略〕	2 〔略〕
3 次の各号に掲げる教育職員の給料の調整額は、調整基本額に_____調整数1.0を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。	3 次の各号に掲げる教育職員の給料の調整額は、調整基本額に <u>その者に係る</u> 調整数1.0を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 〔略〕	<p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された教育職員（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）条例第22条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（次条及び第38条において「定年前再任用短時間勤務に係る算出率」という。）</p> <p>(2) 育児休業法第10条第1項の規定による育児短時間</p>

4～6　〔略〕

(義務教育等教員特別手当)

第38条　条例第19条の8第2項の教育委員会規則で定める校務類型は、次に掲げる校務の種類とする。

- (1) 学級（特別支援学級を除く。）を担任する校務（副担任等当該校務を補佐するものを除く。）
- (2) 前号に掲げる校務以外の校務

2　前項第2号の校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額は、教育職員の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が定年前再任用短時間勤務教育職員であるときは、その者の属する職務の級とする。）に対応する別表第11に掲げる額（定年前再任用短時間勤務教育職員にあってはその額に定年前再任用短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務教育職員等にあってはその額に育児短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員にあってはその額に育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係

勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている教育職員（次条及び第38条において「育児短時間勤務教育職員等」という。）　条例第22条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（次条及び第38条において「育児短時間勤務に係る算出率」という。）

(3)　育児休業法第18条第1項の規定により採用された教育職員（次条及び第38条において「育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員」という。）　条例第22条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（次条及び第38条において「育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率」という。）

(4)　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された教育職員（次条及び第38条において「任期付短時間勤務教育職員」という。）　条例第22条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（次条及び第38条において「任期付短時間勤務に係る算出率」という。）

4～6　〔略〕

第26条の3～第37条の3　〔略〕

(義務教育等教員特別手当)

第38条　〔新設〕

義務教育等

教員特別手当の月額は、教育職員の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が定年前再任用短時間勤務教育職員であるときは、その者の属する職務の級とする。）に対応する別表第11に掲げる額（定年前再任用短時間勤務教育職員にあってはその額に定年前再任用短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務教育職員等にあってはその額に育児短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員にあってはその額に育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係

る算出率を、任期付短時間勤務教育職員にあってはその額に任期付短時間勤務に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額) とする。

3 第1項第1号の校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項に定める額に、次の各号に掲げる者の区分に応じて当該各号に掲げる額を加算した額とする。

- (1) 県教育委員会が別に定める学級編制基準の1学級(次号において「1学級」という。)を1名で担任する者又は教育委員会が定める者 3,000円
- (2) 1学級を2名で担任する者又は教育委員会が定める者 1,500円

4 前項の加算は、教育職員が同項第1号又は第2号に該当する者となった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、当該加算を受けている教育職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動し、又は離職し、若しくは死亡した場合においてはそれぞれその者が異動し、又は離職し、若しくは死亡した日、当該加算を受けている教育職員が同項第1号又は第2号に該当しなくなった場合においてはその事実の生じた日の属する月をもって終わる。

5 前各項に定めるもののほか、義務教育等教育特別手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第38条の2～第41条 [略]

附 則

1～19 [略]

(条例附則第10項の規定の適用を受ける教育職員の義務教育等教員特別勤務手当)

20 条例附則第10項の規定の適用を受ける教育職員に対する第38条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」とする。

21・22 [略]

別表第1～別表第10の3 [略]

る算出率を、任期付短時間勤務教育職員にあってはその額に任期付短時間勤務に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額) とする。

[新設]

[新設]

2 前項に定めるもののほか、義務教育等教育特別手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第38条の2～第41条 [略]

附 則

1～19 [略]

(条例附則第10項の規定の適用を受ける教育職員の義務教育等教員特別勤務手当)

20 条例附則第10項の規定の適用を受ける教育職員に対する第38条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」とする。

21・22 [略]

別表第1～別表第10の3 [略]

別表第11（第38条関係）

中学校・小学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員に対する義務教育等教員特別手当の月額表

教育職員の区分 号給	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
1	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100	
2	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100	
3	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100	
4	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100	
5	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200	
6	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200	
7	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200	
8	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200	
9	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300	
10	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300	
11	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300	
12	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300	
13	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400	
14	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400	
15	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400	
16	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400	
17	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500	
18	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500	
19	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500	
20	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500	
21	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600	
22	1,700	1,900	3,500	4,000		
23	1,700	1,900	3,500	4,000		
24	1,700	1,900	3,500	4,000		
25	1,800	2,000	3,700	4,100		
26	1,800	2,000	3,700	4,100		
27	1,800	2,000	3,700	4,100		
28	1,800	2,000	3,700	4,100		
29	1,900	2,100	3,800	4,100		
30	1,900	2,100	3,800	4,100		
31	1,900	2,100	3,800	4,100		
32	1,900	2,100	3,800	4,100		
33	1,900	2,200	3,900	4,200		
34	1,900	2,200	3,900	4,200		
35	1,900	2,200	3,900	4,200		
36	1,900	2,200	3,900	4,200		
37	2,000	2,300	4,000	4,400		
38	2,000	2,300	4,000	4,400		
39	2,000	2,300	4,000	4,400		
40	2,000	2,300	4,000	4,400		
41	2,200	2,400	4,000	4,400		
42	2,200	2,400	4,000	4,400		
43	2,200	2,400	4,000	4,400		
44	2,200	2,400	4,000	4,400		
45	2,200	2,600	4,100	4,600		
46	2,200	2,600	4,100	4,600		
47	2,200	2,600	4,100	4,600		
48	2,200	2,600	4,100	4,600		
49	2,300	2,600	4,200	4,700		
50	2,300	2,600	4,200	4,700		

別表第11（第38条関係）

中学校・小学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員に対する義務教育等教員特別手当の月額表

教育職員の区分 号給	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
1	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400	
2	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400	
3	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400	
4	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400	
5	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500	
6	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500	
7	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500	
8	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500	
9	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600	
10	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600	
11	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600	
12	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600	
13	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700	
14	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700	
15	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700	
16	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700	
17	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900	
18	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900	
19	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900	
20	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900	
21	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000	
22	2,400	2,800	5,100	5,700		
23	2,400	2,800	5,100	5,700		
24	2,400	2,800	5,100	5,700		
25	2,600	2,900	5,300	5,900		
26	2,600	2,900	5,300	5,900		
27	2,600	2,900	5,300	5,900		
28	2,600	2,900	5,300	5,900		
29	2,700	3,000	5,400	6,000		
30	2,700	3,000	5,400	6,000		
31	2,700	3,000	5,400	6,000		
32	2,700	3,000	5,400	6,000		
33	2,800	3,200	5,600	6,100		
34	2,800	3,200	5,600	6,100		
35	2,800	3,200	5,600	6,100		
36	2,800	3,200	5,600	6,100		
37	2,900	3,300	5,700	6,300		
38	2,900	3,300	5,700	6,300		
39	2,900	3,300	5,700	6,300		
40	2,900	3,300	5,700	6,300		
41	3,100	3,500	5,800	6,400		
42	3,100	3,500	5,800	6,400		
43	3,100	3,500	5,800	6,400		
44	3,100	3,500	5,800	6,400		
45	3,200	3,700	6,000	6,600		
46	3,200	3,700	6,000	6,600		
47	3,200	3,700	6,000	6,600		
48	3,200	3,700	6,000	6,600		
49	3,300	3,800	6,100	6,800		
50	3,300	3,800	6,100	6,800		

	51	2,300	2,600	4,200	4,700			51	3,300	3,800	6,100	6,800	
	52	2,300	2,600	4,200	4,700			52	3,300	3,800	6,100	6,800	
	53	2,400	2,800	4,400	4,700			53	3,400	4,100	6,300	6,900	
	54	2,400	2,800	4,400	4,700			54	3,400	4,100	6,300	6,900	
	55	2,400	2,800	4,400	4,700			55	3,400	4,100	6,300	6,900	
	56	2,400	2,800	4,400	4,700			56	3,400	4,100	6,300	6,900	
	57	2,400	3,000	4,400	4,800			57	3,500	4,300	6,400	7,000	
	58	2,400	3,000	4,400	4,800			58	3,500	4,300	6,400	7,000	
	59	2,400	3,000	4,400	4,800			59	3,500	4,300	6,400	7,000	
	60	2,400	3,000	4,400	4,800			60	3,500	4,300	6,400	7,000	
	61	2,500	3,200	4,500	4,900			61	3,600	4,500	6,500	7,100	
	62	2,500	3,200	4,500	4,900			62	3,600	4,500	6,500	7,100	
	63	2,500	3,200	4,500	4,900			63	3,600	4,500	6,500	7,100	
	64	2,500	3,200	4,500	4,900			64	3,600	4,500	6,500	7,100	
	65	2,600	3,300	4,700	5,000			65	3,700	4,800	6,700	7,200	
	66	2,600	3,300	4,700	5,000			66	3,700	4,800	6,700	7,200	
	67	2,600	3,300	4,700	5,000			67	3,700	4,800	6,700	7,200	
	68	2,600	3,300	4,700	5,000			68	3,700	4,800	6,700	7,200	
	69	2,600	3,400	4,700	5,100			69	3,800	4,900	6,800	7,300	
	70	2,600	3,400	4,700	5,100			70	3,800	4,900	6,800	7,300	
	71	2,600	3,400	4,700	5,100			71	3,800	4,900	6,800	7,300	
	72	2,600	3,400	4,700	5,100			72	3,800	4,900	6,800	7,300	
定年前 再任用 短時間 勤務教 育職員 以外の 教育職 員	73	2,700	3,500	4,700	5,100			73	3,900	5,100	6,900	7,400	
	74	2,700	3,500	4,700	5,100			74	3,900	5,100	6,900	7,400	
	75	2,700	3,500	4,700	5,100			75	3,900	5,100	6,900	7,400	
	76	2,700	3,500	4,700	5,100			76	3,900	5,100	6,900	7,400	
	77	2,800	3,700	4,700	5,200			77	4,000	5,300	6,900	7,500	
	78	2,800	3,700	4,700	5,200			78	4,000	5,300	6,900	7,500	
	79	2,800	3,700	4,700	5,200			79	4,000	5,300	6,900	7,500	
	80	2,800	3,700	4,700	5,200			80	4,000	5,300	6,900	7,500	
	81	2,800	3,800	4,800	5,200			81	4,100	5,400	7,000	7,500	
	82	2,800	3,800	4,800				82	4,100	5,400	7,000		
	83	2,800	3,800	4,800				83	4,100	5,400	7,000		
	84	2,800	3,800	4,800				84	4,100	5,400	7,000		
	85	2,800	3,800	5,000				85	4,100	5,500	7,200		
	86	2,800	3,800	5,000				86	4,100	5,500	7,200		
	87	2,800	3,800	5,000				87	4,100	5,500	7,200		
	88	2,800	3,800	5,000				88	4,100	5,500	7,200		
	89	2,900	3,900	5,000				89	4,200	5,600	7,200		
	90	2,900	3,900	5,000				90	4,200	5,600	7,200		
	91	2,900	3,900	5,000				91	4,200	5,600	7,200		
	92	2,900	3,900	5,000				92	4,200	5,600	7,200		
	93	3,000	4,000	5,000				93	4,300	5,800	7,200		
	94	3,000	4,000	5,000				94	4,300	5,800	7,200		
	95	3,000	4,000	5,000				95	4,300	5,800	7,200		
	96	3,000	4,000	5,000				96	4,300	5,800	7,200		
	97	3,100	4,100	5,100				97	4,400	5,900	7,300		
	98	3,100	4,100	5,100				98	4,400	5,900	7,300		
	99	3,100	4,100	5,100				99	4,400	5,900	7,300		
	100	3,100	4,100	5,100				100	4,400	5,900	7,300		
	101	3,100	4,200	5,100				101	4,400	6,100	7,300		
	102	3,100	4,200	5,100				102	4,400	6,100	7,300		
	103	3,100	4,200	5,100				103	4,400	6,100	7,300		
	104	3,100	4,200	5,100				104	4,400	6,100	7,300		
	105	3,200	4,300	5,100				105	4,500	6,200	7,300		
	106	3,200	4,300					106	4,500	6,200			
	107	3,200	4,300					107	4,500	6,200			
	108	3,200	4,300					108	4,500	6,200			
	109	3,200	4,400					109	4,500	6,300			

110	3,200	4,400			
111	3,200	4,400			
112	3,200	4,400			
113	3,200	4,400			
114	3,200	4,400			
115	3,200	4,400			
116	3,200	4,400			
117	3,300	4,500			
118	3,300	4,500			
119	3,300	4,500			
120	3,300	4,500			
121	3,300	4,600			
122	3,300	4,600			
123	3,300	4,600			
124	3,300	4,600			
125	3,300	4,700			
126		4,700			
127		4,700			
128		4,700			
129		4,700			
130		4,700			
131		4,700			
132		4,700			
133		4,700			
134		4,700			
135		4,700			
136		4,700			
137		4,700			
138		4,700			
139		4,700			
140		4,700			
141		4,700			
142		4,700			
143		4,700			
144		4,700			
145		4,800			
146		4,800			
147		4,800			
148		4,800			
149		4,900			
150		4,900			
151		4,900			
152		4,900			
153		4,900			
154		4,900			
155		4,900			
156		4,900			
157		4,900			

定年前
再任用
短時間
勤務教
育職員

2,200 2,600 3,200 3,500 4,400

110	4,500	6,300			
111	4,500	6,300			
112	4,500	6,300			
113	4,600	6,400			
114	4,600	6,400			
115	4,600	6,400			
116	4,600	6,400			
117	4,700	6,500			
118	4,700	6,500			
119	4,700	6,500			
120	4,700	6,500			
121	4,700	6,600			
122	4,700	6,600			
123	4,700	6,600			
124	4,700	6,600			
125	4,800	6,700			
126		6,700			
127		6,700			
128		6,700			
129		6,800			
130		6,800			
131		6,800			
132		6,800			
133		6,900			
134		6,900			
135		6,900			
136		6,900			
137		6,900			
138		6,900			
139		6,900			
140		6,900			
141		6,900			
142		6,900			
143		6,900			
144		6,900			
145		7,000			
146		7,000			
147		7,000			
148		7,000			
149		7,100			
150		7,100			
151		7,100			
152		7,100			
153		7,100			
154		7,100			
155		7,100			
156		7,100			
157		7,100			

定年前
再任用
短時間
勤務教
育職員

3,200 3,800 4,500 5,100 6,400

別表第12 [略]

別表第12 [略]

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当 に関する規則等の一部改正について

1 改正理由

11月定例会において、「県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」が議決されたことを受け、規則について所要の改正を行う。

2 一部改正する規則

- (1) 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則(平成元年島根県教育委員会規則第1号)
- (2) 給与等事務システムを使用して教育職員の特殊勤務手当関係手続等を行う場合の特例に関する規則(平成25年島根県教育委員会規則第9号)

3 改正内容

- (1) 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則
 - ア 条例第19条の2第1項に規定する教育委員会規則で定める水産練習船を以下のとおり規定
 - ・ 水産に関する学科を置く県立学校が管理する小型船舶
 - イ 条例第19条の2第1項に規定する教育委員会規則で定める業務又は作業を以下のとおり規定
 - ・ 船長業務、船舶の運航業務、主機関の運転業務、船上作業に付随する庶務関係業務、無線通信業務、実習生に係る生徒指導業務その他これらに類するもの

【参考】県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）
(船員作業手当)

第19条の2 船員作業手当は、水産に関する学科を置く県立学校の教頭、教諭、助教諭、講師、実習主任又は実習助手が水産練習船神海丸その他教育委員会規則で定める水産練習船に乗り組み、航海中の船舶において行う業務又は作業（以下この条において「業務等」という。）で教育委員会規則で定めるもの又は教育委員会がこれに相当すると認める業務等に従事したときに支給する。

ウ その他規定の整理

(2) 給与等事務システムを使用して教育職員の特殊勤務手当関係手続等を行う場合の特例に関する規則

2(1)の規則の改正に伴う規定の整理

4 施行期日

令和8年1月1日から施行する。

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則</p> <p style="text-align: center;">〔平成元年1月24日〕 島根県教育委員会規則第1号</p>	
<p>第1条・第2条 [略]</p> <p>(練習船実習指導手当)</p> <p>第3条 条例第9条第1項に規定する教育委員会規則で定める水産練習船は、あわしま及びみこしま_____とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第4条～第9条 [略]</p> <p>(船員作業手当)</p> <p>第10条 条例第19条の2第1項に規定する教育委員会規則で定める水産練習船は、水産に関する学科を置く県立学校が管理する小型船舶とする。</p> <p>2 条例第19条の2第1項に規定する教育委員会規則で定める業務又は作業は、船長業務、船舶の運航業務、主機関の運転業務、船上作業に付随する庶務関係業務、無線通信業務、実習生に対する生徒指導業務その他これらに類するものとする。</p> <p>第11条～第14条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年島根県条例第10号。以下「条例」という。）の規定に基づき、特殊勤務手当の支給される県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「教職員」という。）の範囲、支給の対象となる業務又は作業の範囲、支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(練習船実習指導手当)</p> <p>第3条 条例第9条第1項に規定する教育委員会規則で定める水産練習船は、あわしま及びみこしま並びに島取県海洋練習船若鳥丸とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第4条～第9条 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>第10条・第11条 [略]</p> <p>第12条 校長は、教育委員会が別に定める特殊勤務記録</p>

簿を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

第13条 [略]

附 則 [略]

附 則 [略]

給与等事務システムを使用して教育職員の特殊勤務手当関係手続等を行う場合の特例に関する規則新旧対照表

(附則第2項関係)

改 正 後	改 正 前
給与等事務システムを使用して教育職員の特殊勤務手当関係手続等を行う場合の特例に関する規則 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">(平成25年8月30日) 島根県教育委員会規則第9号</div>	
第1条 [略] (定義) 第2条 [略] (1) [略] (2) 特殊勤務手当関係手続等 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第1号） <u>第13</u> 条の規定による特殊勤務記録簿の作成及び保管並びに特殊勤務記録簿への必要な事項の記入をいう。 (3) [略] 第3条・第4条 [略] 附 則 [略]	第1条 [略] (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 特殊勤務手当関係手続等 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第1号） <u>第11</u> 条の規定による特殊勤務記録簿の作成及び保管並びに特殊勤務記録簿への必要な事項の記入をいう。 (3) [略] 第3条・第4条 [略] 附 則 [略]

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

11月定例会において、「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」が議決されたことを契機に、規則について所要の改正を行う。

2 一部改正する規則

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県教育委員会規則第8号）

3 改正内容

旅行命令簿等の様式について規則から削除

【参考】

- ・ 現在、「市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則」は「職員の旅費に関する条例施行規則」の例によるが、様式については教育委員会規則で別に規定
- ・ この度の旅費制度改正に併せ、内部手続に関する様式の根拠規定について、規則から通知に切替

4 施行期日

令和8年1月1日から施行する。

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: center;">〔昭和27年10月31日〕</p> <p style="text-align: center;">島根県教育委員会規則第8号</p>	
<p>第1条 [略]</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、市町村立学校職員の旅費に関する条例（昭和27年島根県条例第29号。以下「条例」という。）第4条に基づき、条例の実施に必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>第2条 _____条例の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項については、職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県規則第61号。以下<u>この条において</u>「県規則」という。）の例による。ただし、旅行命令簿等、旅費請求書及び旅行報告書の様式は、県規則の規定にかかわらず、それぞれ<u>教育委員会</u>が別に定める_____ものとする。</p>	<p>第2条 <u>この規則に定めるもののほか、条例の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項については、職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県規則第61号。以下_____「県規則」という。）の例による。ただし、旅行命令簿等、旅費請求書及び旅行報告書の様式は、県規則の規定にかかわらず、それぞれ<u>第1号様式から第5号様式までの様式による</u>ものとする。</u></p>
<p>附 則 [略]</p>	<p>附 則 [略]</p>
<p>[削る]</p>	<p><u>第1号様式～第5号様式</u> [略]</p>

議決第28号
特別支援教育課

令和8年度 特別支援学校高等部及び専攻科の入学定員について

1 定員設定の基本的考え方について

- 各学校が実施した就学相談会への参加状況で把握した入学希望者数を基準とする。
※就学相談会の参加者がいない場合も、最低限の学級、定員を設ける。
- 全員の入学を想定し、学校ごとに学科及び学級区分に応じて学級数を設定し、下記の基準を満たすように定員を設ける。
※定員基準：1学級あたりの生徒数×学級数＝入学定員≥入学希望者数
※1学級あたりの生徒数：単一障がい学級8人・重複障がい学級3人（標準法）

2 令和8年度 高等部及び専攻科入学定員案について

(1) 高等部

視覚障がい4学級・22名、聴覚障がい8学級・44名、知的障がい50学級・250名
肢体力不自由7学級・31名、病弱5学級・30名とし、合計74学級・377名とする。
(参考R7 視覚4学級・22名、聴覚8学級・44名、知的46学級・243名
肢体力7学級・31名、病弱5学級・25名、合計70学級・365名)

(分教室)

- 松江養護学校安来分教室は普通科単一障がい1学級（定員8名）を設定する。
- 出雲養護学校邇摩分教室は普通科単一障がい1学級（定員8名）を設定する。
- 出雲養護学校雲南分教室は普通科単一障がい1学級（定員8名）を設定する。
(参考R7 松江養護安来分1学級（定員8名）、
出雲養護邇摩分1学級（定員8名）、雲南分1学級（定員8名）)

(訪問学級) ※訪問教育の対象となっている生徒で編制される学級

- 現在、対象の生徒を把握中。
- 来年2月頃までに対象生徒を特定し、学級を設定する。

(2) 専攻科

盲学校3学級・19名、松江ろう学校4学級・22名とし、合計7学級・41名とする。
(参考R7 盲学校3学級・19名、松江ろう学校4学級・22名、合計7学級・41名)

(3) 高等部及び専攻科（合計）

単一障がい学級35学級・280名、重複障がい学級46学級・138名とし、合計81学級・418名とする。
(参考R7 単一障がい学級35学級・280名、重複障がい学級42学級・126名、合計77学級・406名)

3 今後の予定

- 12月22日の教育委員会会議にて議決後、訪問教育対象生徒を除く学級数及び定員数を公表する。
- 高等部訪問学級の定員を確定した後、令和8年2月の教育委員会会議において、特別支援学校高等部及び専攻科の定員を定める「県立学校の組織編制に関する規則」（昭和33年島根県教育委員会規則第4号）の改正を付議する。

令和8年度特別支援学校高等部及び専攻科入学定員(案)

(1) 高等部

種別	学校名	学科	学級区分	1学級人数	学級数	入学定員	備考(前年度との比較)
視覚障がい	盲学校	普通科	単一障がい	8	1	8	
			重複障がい	3	1	3	
		保健理療科	単一障がい	8	1	8	
			重複障がい	3	1	3	
	学校計			4	22		
	松江ろう学校	普通科	単一障がい	8	1	8	
			重複障がい	3	1	3	
		産業技術科	単一障がい	8	1	8	
			重複障がい	3	1	3	
	学校計			4	22		
聴覚障がい	浜田ろう学校	美術工芸科	単一障がい	8	1	8	
			重複障がい	3	1	3	
		生活デザイン科	単一障がい	8	1	8	
			重複障がい	3	1	3	
	学校計			4	22		
	松江養護学校	普通科	単一障がい	本校	8	4	32 2学級減
			重複障がい	分教室	8	1	8
					3	13	39 2学級増
	学校計				18	79	
知的障がい	出雲養護学校	普通科	単一障がい	本校	8	5	40
			重複障がい	遅癡分教室	8	1	8
				雲南分教室	8	1	8
		重複障がい		3	10	30	3学級増
	学校計				17	86	3学級増
	石見養護学校	普通科	単一障がい	8	2	16	1学級増
			重複障がい	3	2	6	
	学校計				4	22	1学級増
	浜田養護学校	普通科	単一障がい	8	3	24	
			重複障がい	3	2	6	
	学校計				5	30	
肢体不自由	益田養護学校	普通科	単一障がい	8	2	16	
			重複障がい	3	2	6	
	学校計				4	22	
	隠岐養護学校	普通科	単一障がい	8	1	8	
			重複障がい	3	1	3	
	学校計				2	11	
	出雲養護学校	普通科	重複障がい	3	1	3	
					1	3	
病弱	益田養護学校	普通科	重複障がい	3	1	3	
					1	3	
	松江清心養護学校	普通科	単一障がい	8	1	8	
			重複障がい	3	2	6	
	学校計				3	14	
	江津清和養護学校	普通科	単一障がい	8	1	8	
			重複障がい	3	1	3	
	学校計				2	11	
	江津清和養護学校	普通科	単一障がい	8	1	8	
			重複障がい	3	1	3	
	学校計				2	11	
松江緑が丘養護学校	普通科	単一障がい	8	2	16	1学級増	
		重複障がい	3	1	3		
	学校計				3	19	
	合計		単一障がい	8	31	248	
			重複障がい	3	43	129	4学級増
					74	377	4学級増

注：訪問学級を含まない。

(2) 専攻科

種別	学校名	学科	学級区分	1学級人数	学級数	入学定員	備考(前年度との比較)	
視覚障がい	盲学校	理療科	単一障がい	8	1	8		
		保健理療科	単一障がい	8	1	8		
			重複障がい	3	1	3		
		学 校 計		3	19			
聴覚障がい	松江ろう学校	産業工芸科	単一障がい	8	1	8		
			重複障がい	3	1	3		
		生活デザイン科	単一障がい	8	1	8		
			重複障がい	3	1	3		
		学 校 計		4	22			
			単一障がい	8	4	32		
			重複障がい	3	3	9		
				7	41			

(3) 高等部及び専攻科 合計

合 計 (1) + (2)	単一障がい	8	35	280	
	重複障がい	3	46	138	4 学級 増
			81	418	4 学級 増

資料

高等部及び専攻科入学定員の増減（前年度対比）

① 盲・ろう学校

【高等部】

(単位：人)

学校名	R 8 (A)			R 7 (B)			増減 (A-B)		
	学級数	入学定員	入学見込者数	学級数	入学定員	入学見込者数	学級数	入学定員	入学見込者数
盲学校	4	22	1	4	22	2			-1
松江ろう学校	4	22	3	4	22	2			1
浜田ろう学校	4	22	1	4	22	1			
合 計	12	66	5	12	66	5			

【専攻科】

学校名	R 8 (A)			R 7 (B)			増減 (A-B)		
	学級数	入学定員	入学見込者数	学級数	入学定員	入学見込者数	学級数	入学定員	入学見込者数
盲学校	3	19	5	3	19	2			3
松江ろう学校	4	22		4	22	1			-1
合 計	7	41	5	7	41	3			2

② 養護学校

学校名	R 8 (A)			R 7 (B)			増減 (A-B)		
	学級数	入学定員	入学見込者数	学級数	入学定員	入学見込者数	学級数	入学定員	入学見込者数
知的	50	250	212	46	243	198	4	7	14
松江	18	79	72	18	89	80		-10	-8
出雲	17	86	78	14	77	62	3	9	16
石見	4	22	15	3	14	7	1	8	8
浜田	5	30	22	5	30	23			-1
益田	4	22	16	4	22	19			-3
隱岐	2	11	9	2	11	7			2
肢體不自由	7	31	11	7	31	12			-1
出雲養護	1	3	3	1	3	1			2
益田養護	1	3	1	1	3	1			
松江清心	3	14	6	3	14	7			-1
江津清和	2	11	1	2	11	3			-2
病弱	5	30	19	5	25	12		5	7
江津清和	2	11	6	2	11	3			3
松江緑が丘	3	19	13	3	14	9		5	4
合 計	62	311	242	58	299	222	4	12	20

③ 合計

学校名	R 8 (A)			R 7 (B)			増減 (A-B)		
	学級数	入学定員	入学見込者数	学級数	入学定員	入学見込者数	学級数	入学定員	入学見込者数
高等部	74	377	247	70	365	227	4	12	20
専攻科	7	41	5	7	41	3			2
合 計	81	418	252	77	406	230	4	12	22

注：いずれの学校も訪問学級は含まない。

令和8年度島根県教育職員(実習助手・寄宿舎指導員) 採用候補者選考試験の結果について

1 実習助手

(1) 選考試験

- ① 実施日 令和7年10月25日(土)
- ② 試験内容 専門教養、面接、パソコン実技、専門実技

(2) 受験状況及び選考結果

募集種別	採用予定人員	出願者数	受験者数	名簿登載者数	倍率
農業	1名程度	6名	6名	2名	3.0倍
農業 (障がいのある方を 対象とした選考)	若干名	0名	—	—	—

(職務内容) 農業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

2 寄宿舎指導員

(1) 選考試験

- ① 実施日 令和7年10月25日(土)
- ② 試験内容 論文、面接、パソコン実技、場面指導

(2) 受験状況及び選考結果

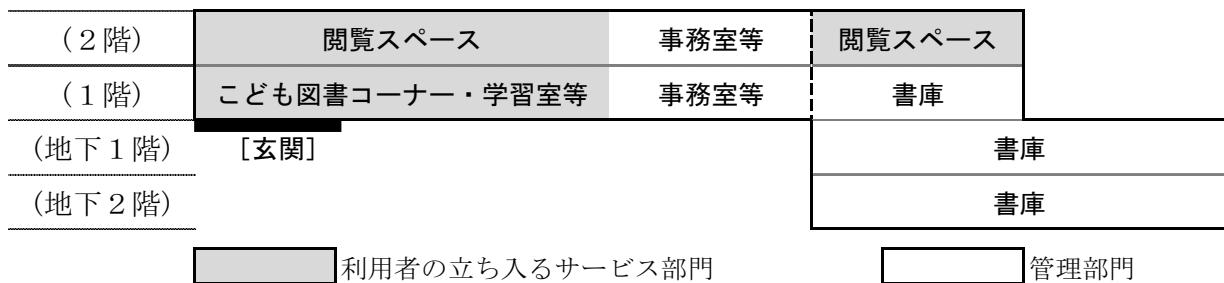
募集職種	採用予定人員	出願者数	受験者数	名簿登載者数	倍率
寄宿舎指導員	2名程度	17名	16名	2名	8.0倍

(職務内容) 特別支援学校の寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

県立図書館の改修等について

1 施設の概況

	『本館』	『新館』
建築年等	昭和43年（築57年）国登録有形文化財	昭和58年（築42年）
延床面積	3,682.69m ²	2,003.77m ²



2 現状・課題

県立図書館においては、本館は築50年以上、新館においても築40年以上が経過し、老朽化や狭あい化等が顕著

(1) 老朽化

- 空調、給排水衛生、電気など設備の多くが改修の時期を迎えており、故障の都度緊急修繕を繰り返すなど非経済的な状況

(2) 狹あい化等

- 図書や郷土資料など資料の増加に伴い、保存スペースが不足し、今後数年で収容能力が限界に達する見込み
- すでに、書庫で保管すべき資料をサービス部門のスペースで保管せざるを得ないことから、通路幅や書架と書架の間を狭めたり、閲覧スペースを縮小したりなどの支障が生じている。
- 通路幅や書架間が狭く、車椅子利用時の支障や、エレベーターの位置が分かりにくいなど、バリアフリーの面でも課題がある。

3 今後の取組等

- 県立図書館としての機能や役割は大きく変えず、上記課題の解決や利便性の向上を図るため、国の登録有形文化財となっている本館を生かしつつ、現有建物の改修等の検討に着手する。
- 工事期間、事業費などについて、今後検討を進めていく。

報告第 55 号
社会教育課

社会教育関係表彰等について

社会教育関係の表彰等が以下のとおり決定したので報告する。

1 令和 7 年度 島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰・第 1 期分）

別紙 1

2 令和 7 年度 島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第 1 期分）

別紙 2

3 令和 7 年度 島根県優良少年団体表彰（教育長表彰）

別紙 3

令和7年度島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰・第1期分）について

1 趣旨

本県の芸術文化の発展向上に関し功績顕著で、今後一層の活躍が期待される青少年及びその指導者を表彰する。

2 表彰対象

- (1) 全国規模の大会（学校等での教育の一環としてなされたものに限る）及びこれに準ずると認められる大会において、最優秀に相当する賞又はそれに次ぐ賞に相当する賞を受賞した者（団体または個人）
- (2) 永年、卓越した指導力により本県の芸術文化の発展及び普及に努め、その功績が顕著であると認められる者

3 受賞者 1団体・1個人

受賞団体・受賞者	大会名・成績
島根県立浜田高等学校放送部	第72回NHK杯全国高校放送コンテスト 創作テレビドラマ部門 準優勝
島根県立浜田ろう学校 高等部3年 櫻井 結衣菜	第29回全国聾学校絵画展 最優秀賞

4 表彰式

- (1) 日時 令和8年3月25日（水）
- (2) 会場 県庁301会議室

5 参考

- (1) 今回の表彰（第1期）は、令和7年3月から11月までに受賞が決定された大会を対象
- (2) 令和7年12月から令和8年2月までに受賞が決定される大会は、第2期分として、第1期分と併せて令和8年3月に表彰式を行う予定

別紙2

令和7年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第1期分）について

1 趣旨

学術・文化活動を通じて本県の児童生徒に豊かな人間性を育むことを目的として、優秀な成果をおさめた児童生徒及びその指導者を顕彰する。

2 顕彰対象

- (1) 全国規模の大会及びこれに準ずると認められる大会において、入賞以上に相当する賞を受賞した者（団体または個人）（島根県青少年芸術文化表彰の対象となる賞を除く）
- (2) 永年、児童生徒の学術・文化活動を指導し優秀な成果をおさめ、その功績が特に顕著であると認められる者

3 顕彰者

- (1) 児童生徒 14 団体・9 個人
- (2) 指導者 1 個人 計 24 件（別紙のとおり）

4 顕彰式

- (1) 日時 令和7年12月26日（金）11:00～12:00
- (2) 会場 サンラポーむらくも 瑞雲の間

5 参考

- (1) 今回の顕彰（第1期）は、令和7年3月から11月までに受賞が決定された大会を対象
- (2) 令和7年12月から令和8年2月までに受賞が決定される大会は、第2期分として、令和8年3月に顕彰式を行う予定

令和7年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第1期分）受賞者一覧

○団体

学校名	団体名	大会名	部門名	賞位
松江北高等学校	合唱部	第78回全日本合唱コンクール全国大会	高等学校部門Aグループ	銅賞
松江工業高等学校	メディア創造部	第72回NHK杯全国高校放送コンテスト	放送部門 テレビドキュメント部門	優良賞
		第49回全国高等学校総合文化祭 (かがわ総文祭2025)	放送部門 ビデオメッセージ部門	特別賞
	演劇部	第49回全国高等学校総合文化祭	演劇部門	優良賞
松江商業高等学校	吹奏楽部	第38回全日本マーチングコンテスト	高等学校以上の部	銅賞
三刀屋高等学校	JRC部	全国高校生ボランティア・アワード2025	—	日本赤十字社JRC賞
出雲商業高等学校	吹奏楽部	第38回全日本マーチングコンテスト	高等学校以上の部	銅賞
出雲北陵高等学校	吹奏楽部	第73回全日本吹奏楽コンクール	高等学校の部	銅賞
		第38回全日本マーチングコンテスト	高等学校以上の部	銀賞
	合唱部	第78回全日本合唱コンクール全国大会	高等学校部門Aグループ	銅賞
		第92回NHK全国学校音楽コンクール全国 コンクール	高等学校の部	優良賞
江津高等学校	神楽部	第14回高校生の神楽甲子園ひろしま安芸 高田	—	日藝選奨（最優秀賞）
出雲市立第一中学校	吹奏楽部	第73回全日本吹奏楽コンクール	中学生の部	銅賞
	合唱部	第78回全日本合唱コンクール全国大会	中学校部門同声合唱の部	銅賞
出雲市立斐川西中学校	合唱部	第78回全日本合唱コンクール全国大会	中学校部門混声合唱の部	銀賞
		第92回NHK全国学校音楽コンクール全国 コンクール	中学校の部	優良賞
出雲市立今市小学校	吹奏楽部	第44回全日本小学生バンドフェスティバル	ステージ部門	銀賞
出雲市立北陽小学校	音楽部	第78回全日本合唱コンクール全国大会	小学生部門	銅賞

○個人

学校名	学年	氏名	大会名	部門名	賞位
松江北高等学校	1年	かげやま あこ 影山 亜子胡	第73回統計グラフ全国コンクール	第6部 (高校生以上の作品)	入選
	3年	はやし こな 林 心菜	第72回国際理解・国際協力のための高校 生の主張コンクール	—	外務大臣賞
松江工業高等学校 (定時制課程)	4年	まきはら ないら 槇原 成琉	第73回全国高等学校定時制通信制生徒生 活体験発表大会	—	厚生労働省人材開発統括官賞
平田高等学校	3年	あじま まお 安食 真緒	第49回全国高等学校総合文化祭 (かがわ総文祭2025)	写真部門	奨励賞
出雲高等学校	3年	うちべ たいせい 内部 泰成	第40回全国高等学校文芸コンクール	俳句部門	入選
島根中央高等学校	2年	はつり 永和	第27回日本ジュニア管打楽器コンクール	ソロ部門サクソフォーン の部／高校生コース	銅賞
石見智翠館高等学校	2年	いしい さわこ 石井 佐和子	第49回ピティナ・ピアノコンペティショ ン全国大会	グランミューズ部門 J カテゴリー	第1位
	3年	あだち よう 安立 葉	第72回NHK杯全国高校放送コンテスト	朗読部門	入選
	3年	みやけ りほ 三宅 利穂	第72回NHK杯全国高校放送コンテスト	朗読部門	入選

○指導者

学校名	職	氏名	活動歴	顕著な指導実績
松江北高等学校	教諭	いのうえ だいすけ 井上 大祐	高等学校における合唱部での指導 H18～H25 浜田高等学校 R1～R7 松江北高等学校	・R4 第75回全日本合唱コンクール全国大会 (高等学校部門Aグループ 銅賞) ・R5 第76回全日本合唱コンクール全国大会 (高等学校部門Aグループ 銅賞) ・R7 第78回全日本合唱コンクール全国大会 (高等学校部門Aグループ 銅賞)

令和7年度島根県優良少年団体表彰（教育長表彰）について

1 趣旨

県内少年団体のうち、定期的、継続的な活動が他の範となり、明るく住みよい地域づくりに大きく貢献しているものを優良少年団体として島根県教育委員会教育長が表彰し、今後の少年団体活動の充実・発展に資する。

2 被表彰団体

深野神楽こども教室（雲南市）

3 主な表彰理由

推薦団体	活動内容等
深野神楽こども教室	<p>雲南市吉田町にある深野神楽こども教室は、平成15年の結成以来、22年にわたり活動を続けている。指導団体である深野神楽保存会の熱心な指導のもと練習を重ねており、市内外で大人顔負けの公演を披露するなど、地域に活力を与える存在となっている。また、本教室の卒業生が深野神楽保存会に入会し、指導者となって子どもたちの育成にあたるなど、伝統ある深野神楽の継承や人材育成の面でも好循環が生まれており、明るく住みよい地域づくりに大きく寄与している。</p> <p>本教室の子どもたちの活動は、少子高齢化が進む地域の将来に明るい希望となっており、今後の更なる活躍が期待される。</p>

4 表彰式

- (1) 日時 令和7年12月26日（金）14:00～15:00
- (2) 会場 島根県庁分庁舎教育委員室

報告第56号
文化財課

文化財（登録有形文化財）の登録について

11月21日（金）に開催された国の文化審議会（島谷弘幸会長）において、県内に所在する建造物1件を登録有形文化財（建造物）へ登録するよう文部科学大臣に答申された。

1 有形文化財（建造物）の概要

- (1) 名 称 旧吉田村尋常高等小学校講堂（吉田町生涯学習交流館）
- (2) 員 数 1棟
- (3) 所 在 地 島根県雲南市吉田町吉田1082-8
- (4) 建築面積 475m²
- (5) 建築年代 昭和12年（1937）/平成6年（1994）移築
- (6) 所 有 者 雲南市
- (7) 特 徴 旧吉田村尋常高等小学校講堂として建てられた、木造平屋建切妻造の建物で北側に半切妻造の玄関が付属する。内部はトラスを用いた無柱の大空間となっており、旧小学校の歴史を伝えるモダンな建物である。



正面外観



講堂内部 正面（西面）

写真提供：雲南市教育委員会

2 評価

登録基準(2)の「造形の規範となっているもの」として評価された。（別紙参照）

3 登録の件数

雲南市内の登録は今回が初であり、答申された建造物が登録された後、県内の登録有形文化財（建造物）の登録件数は、この度の1件を含め、212件となる。

別紙

【参考】登録有形文化財について

1 登録対象

重要文化財（国指定文化財）及び地方公共団体指定の文化財以外の有形文化財のうち、文化財としての価値が高く、保存・活用のための措置が特に必要とされるもの

2 登録基準

建設後50年を経過し、かつ、次のいずれかに該当するもの

(1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの

国土を形成する地方独自の歴史的景観を認識する上で特に必要な存在となっているものをいう。

例えば、絵画、写真、映画、文学、歌謡等にその存在が引用されているもの、地名の由来となるなど土地の理解と密接な関係を有するもの、特別な愛称等があるものなど、当該地方において広く親しまれているもの。

(2) 造形の規範となっているもの

現在又は過去の一時点において、建設行為を行うに当たり、規範として認識されるものをいう。

例えば、建造物を構成する各部の比例や意匠が優れているもの、建設に名のある設計者又は施工者等が携わったもの、後に類型化するものの初期の作品であるもの、各時代又は類型に特色的にみられる性格を有しているもの。

(3) 再現することが容易でないもの

【略】